

# 町の職員数や給与の状況を お知らせします

職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。  
なお、このページでは平成20年度の内容を中心にお知らせします。

▼問い合わせ 総務グループ ☎079(435)0357



## ●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成21年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,600円	296,000円	327,700円
高校卒	220,300円	266,200円	303,000円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加工した年数をいいます。

## ●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く) (平成20年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	88人	24,504千円	278,460円
地域手当	169人	37,782千円	223,565円
住居手当	107人	7,979千円	74,578円
通勤手当	147人	7,885千円	53,643円
管理職手当	53人	34,920千円	658,868円
時間外勤務手当	116人	29,408千円	253,518円
期末・勤勉手当(年間4.5月分)	169人	301,217千円	1,782,352円

※期末勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

## ●特別職の報酬などの状況 (平成21年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額 (減額前の金額)	期末手当 (20年度支給割合)	20年度総支給額
町長	828,000円(920,000円)	4.45月分	14,001,060円
副町長	706,800円(760,000円)	4.45月分	11,953,386円
教育長	669,750円(705,000円)	4.45月分	11,327,425円

## ○職員の任免及び職員数に関する状況 (平成20年4月1日から平成21年3月31日)

(1) 職員の競争試験の状況  
一般行政職、幼稚園教諭の採用試験を実施しました。

(2) 職員の採用の状況  
一般行政職の職員として、2人(男1人、女1人)を平成20年4月1日付で採用しました。

(3) 職員の退職の状況 (平成20年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	6人
普通退職	2人
合計	8人

(4) 行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	3人	2.0%
2級	主事	10人	6.6%
3級	主査	49人	32.4%
4級	リーダー補佐・主任	38人	25.2%
5級	リーダー	33人	21.9%
6級	統括	14人	9.3%
7級	理事	4人	2.6%
計		151人	100%

※職員数の中に教育長、教育職給料表適用者、技能労務職給料表適用者は、含みません。

## ○職員の勤務時間等の状況 (平成20年4月1日現在)

(1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

項目	内容
職員の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分(1日8時間、1週間当り40時間)
休憩時間	午後0時15分～1時(45分)

(2) 職員が取得できる休暇等

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引等)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成20年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	11.2日

## ○職員の給与の状況

●人件費の状況 (普通会計決算) (平成20年度)

住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)	(参考) 19年度の 人件費率
33,853人	8,312,154千円	872,932千円	1,614,683千円	19.4%	20.1%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含まれます。

●職員給与費の状況 (普通会計決算) (平成20年度)

職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
156人	639,187千円	137,263千円	276,285千円	1,052,735千円	6,748千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。  
2. 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.8歳	351,957円	438,645円
技能労務職	49.1歳	303,373円	346,145円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、教育職などを除いた職員です。  
「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。  
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況 (平成21年4月1日現在)

区分	播磨町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	178,800円	190,300円	172,200円	180,600円
高校卒	149,800円	160,200円	140,100円	145,900円

加古川警察だより

### メールでの請求はまず相談

～振り込め詐欺(恐喝)の被害防止～  
サイト利用料金請求や裁判通知などの「架空請求詐欺」に注意!!



#### 架空請求詐欺とは

郵便、インターネットなどを利用して不特定多数の者に対し、携帯メールや電話により、「サイト料金の未払い」「延滞料の発生」などの名目で金銭を要求するほか、ハガキにより民事訴訟裁判開始の通告を装い、その取り下げ名目で金銭を要求する手口をいいます。

#### 振り込め詐欺被害にあわないために

- メールやハガキによる請求がきたら、絶対に相手の連絡先に電話せず、まず家族や警察に相談する
- 裁判所からのハガキによる民事訴訟に関する通知はありません

#### 警察への相談は下記にお電話ください。

- 兵庫県警なんでも相談電話 ☎#9110



厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものです。本年は国勢調査の年であり、人口動態調査・産業調査を実施し、届出書に職業の記入をお願いしています。なお、死亡届には併せて産業の記入もお願いしています。調査結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用します。

## 厚生労働省からのお願い 出生・死亡・死産・婚姻・離婚 の届出をされる方へ

届出をされる方には、ご面倒をおかけしますが、「ご協力」くださるようお願いいたします。

▼調査期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日

▼調査対象者 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出

▼調査方法 各届出書の届出をされる際に、職業を記入していただきます。

例 「一般事務員」↓事務職

また、死亡届には農業、建設業など産業も併せて記入していただきます。

届出をする役場の窓口に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願(職業・産業例示表)を備え付けていますので、参考の上、記入をお願いいたします。

分らない場合は、窓口でお尋ねください。

▼問い合わせ  
住民グループ

☎079(435)2663

## 消費者被害にあったら 消費者ホットラインへお電話を!

☎0570(064)370

ことができません。

消費者ホットラインは、悪質商法による被害や、訪問販売、通信販売における事業者とのトラブルなど消費者問題全般に関する問い合わせ先として、全国統一の電話番号を設け、身近な消費生活センターなどへつながるサービスとして平成22年1月12日より消費者庁が全国運用を始めたものです。

PHS、IP電話など一部の電話からはご利用いただく

▼問い合わせ 住民グループ  
☎079(435)2364

消費者ホットライン☎0570(064)370に、播磨町にお住まいの方が電話をすると、次の相談窓口につながります。

平日	次のいずれか、ご希望の窓口につながります ・播磨町消費生活相談コーナー(住民グループ内) ・東播磨東播磨生活科学センター
土・日曜日	・週末消費生活相談ダイヤル
祝日	・国民生活センター
受付時間外の場合	ガイダンス(音声案内)により受付時間のご案内をします

## 町の職員数や給与の状況をお知らせします

### ①職員の分限及び懲戒処分状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。平成20年度は該当する事例はありませんでした。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。平成20年度は該当事例がありませんでした。

### ②職員の研修及び勤務成績の評定の状況

#### (1) 職員研修

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。  
ア 派遣研修 のべ参加人数91人 のべ参加日数249日  
イ 内部研修 のべ参加人数572人 のべ実施日数19日

#### (2) 勤務成績の評定

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

平成20年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
平成20年10月(4月から9月までの状況)	全職員
平成21年4月(10月から3月までの状況)	全職員



### ③職員の福利厚生と利益の保護の状況

#### ●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県町村職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成20年度では職員定期健康診断の実施、団体生命保険(弔慰金支給)への加入(死亡時に50万円を支給するもの)を実施しました。

#### ●公務災害関係(労働災害に相当するもの)

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族等に対する必要な補償等を、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。平成20年度では公務災害として認定された事案が2件ありました。

#### ●利益の保護の状況

##### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。平成20年度では措置要求はありませんでした。

##### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。平成20年度の状況 平成20年9月22日付で再審請求  
平成20年11月11日付で却下